

介護事業者の事故対応

送迎車が追突され利用者が脳梗塞、デイにも責任が？

— 被害事故でも適切な事故対応を誤ると —

■ 追突被害事故であれば全て加害者の責任か？

Hさん(78歳男性)は、左片麻痺で車椅子使用ですが比較的自立度の高い利用者です。デイサービスは週3回の利用が基本ですが、高血圧症や他の疾患もあり度々デイをお休みしていました。ある夏の朝、Hさんをお迎えに行った送迎車がHさんの車椅子を固定して発進しようとしたところ、ゴンという音がして、車両後方に何か衝突しました。すぐに後ろから「申し訳ありません。不注意で追突してしまいました。おケガはありませんか？」と、追突した車両のドライバーから謝罪があり、警察を呼びました。加害者は救急車を手配しようとしたのですが、Hさんもドライバーも不調は無かったため、その必要はないと断りました。

しばらくすると警察が来て現場検証が始まりました。ドライバーはデイサービスに連絡し、その他必要な手配を行い、Hさんと現場検証が終わるまで車内で待つことにしました。1時間程度で現場検証も終わり、Hさん一人をデイサービスに送るため出発しました。Hさんは、「交通事故に遭うなんて初めての経験だ」と少し興奮気味に話していましたが、体調に変化はありませんでした。

ところが、デイサービス到着直後にHさんが気分の悪さためまいを訴えたため、血圧を測ると200-120(mmHg)と異常値で脱水も見られました。看護師はすぐにHさんを安静にしましたが、意識混濁が見られたため、救急車を要請し、病院に搬送しました。Hさんは高血圧症の発作と軽い脳梗塞でしばらく入院することになりました。Hさんの持病悪化の原因は、事故後の脱水や興奮状態によるものと診断され、家族は事故発生時のデイサービスの対処にも責任があるとクレームを申し立ててきました。

どのように対処すべきだったのでしょうか？

被害事故でも事故対応によって家族からクレーム受けることが

[事例から学ぶ対応のポイント]— 被害事故であっても安全配慮義務がある—

■ デイサービスはどのように対処すべきだったのか？

たとえば、追突のような被害事故であっても事故発生時の対応を誤ったために、利用者の被害が加重されるなど、被害が拡大すればデイサービスの責任が問われるかもしれません

まず、追突事故の加害者は事故発生時には、道路交通法により義務付けられている被害者救護措置を講じる必要があります。このケースでは「救急車手配の申し出」を行っていただければ義務を果たしたことになるでしょう。一方デイサービス側は、Hさんを安全に送迎すべき契約上の債務を負っており、Hさんの持病を踏まえて「受診を強く勧める」「事故直後に安静の措置を取る」などの事故による持病の悪化に対する防止の配慮が求められたのです。送迎車のドライバーがHさんの持病を知らない場合には、連絡を受けたデイサービスはドライバーに同様の措置を取るよう指示しなければなりません。

■ 被害事故でもデイサービスの安全配慮義務は重い

上記のように、追突事故の加害者は事故によって発生した被害者のケガや持ち物の損壊などの、直接的な被害を補償する必要があると考えられますし、直接的被害と密接な因果関係がある間接的被害についても責任を問われることがあります。このケースでは高血圧症の悪化や脳梗塞についても事故との直接の因果関係が認められれば、一部責任を問われるかもしれません。しかし、デイサービスはHさんの高血圧症や脳梗塞の既往症の認識があり、事故の影響による持病の悪化や既往症の再発を予測し、これを防止する措置を取る義務があります。特に、事故後に1時間もHさんを車内の留め置いたことが、Hさんの高血圧症の悪化や脱水による脳梗塞の再発の直接の原因とされれば安全配慮義務違反となる可能性があります。Hさんの持病に配慮すれば、居宅に戻り安静にして水分を補給するような配慮が必要だったのです。被害事故でも、利用者の体調に対する配慮を忘れてはなりません。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 堀江・窪田
TEL：03-5789-6456

担当課・支社 代理店